

的な活用を努める。

- ㉞ 自己の障害を理解し、その障害に基づく種々の困難を克服しながら自己の進路を設計できるよう指導する。
- ㉟ 進路決定に当たっては、生徒の障害の程度、能力、特性を的確には握し、保護者の意見を十分反映させるよう努める。
- ㊱ 就職指導に当たっては、職業安定所、事業所等の関係機関と密接な連絡を取り適切な指導をする。
- ㊲ 地域社会の啓発に努める。
- ㊳ 全校職員が養護教育に対する正しい認識を持ち、共通理解に立って地域社会の啓発に当たれるよう研修を深める。
- ㊴ 健常児と障害児との交流等によって友愛の精神を育てるとともに、健常児を通して、一般保護者が心身障

害児に対する正しい理解を持つよう努力する。

- ㉡ 授業参観や作品展示会、学習発表会等を通して、養護教育に対する地域社会の理解と協力を得るよう努力する。
- ㉢ 広報活動を活発にし、養護教育に対する理解と共感を深めるよう努力する。
- ㉣ 養護教育研究諸団体及び各種親の会等と、密接な協力関係を保ち、養護教育に関する地域社会の啓発を進める。

## 2 現 職 教 育

研修会、講習会の概要は下表のとおりである。

### (1) 教 職 員 の 研 修

名 称	期 日	期 間	会 場	参 加 数	研 修 内 容
養護教育新採用教員研修会 (第1回)	4 21～ 4 26	6 日	県立盲学校外15校	71人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校務運営機構と運営・教育課程について</li> <li>・授業見学と研究協議</li> <li>・授業案作成</li> </ul>
” (第2回)	6. 5～ 6 7	3 日	県教育センター	71人	講演「教師論」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の服務と勤務について</li> <li>・養護教育諸学校、小中高等学校学習指導要領について</li> </ul>
” (第3回)	8 28～ 8 30	3 日	”	71人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種障害者の病態とその取り扱いについて</li> <li>・教育機器の活用と実際</li> <li>・教育評価について</li> </ul>
” (第4回)	10.13～10 18	6 日	県立盲学校外15校	71人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務について</li> <li>・学級経営と学級事務</li> <li>・学習指導の展開</li> <li>・授業案作成と研究協議</li> </ul>
” (第5回)	1 28～ 1 31	4 日	県教育センター	71人	講演「盲・ろう二重障害児の教育」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害児の体育指導</li> <li>・教職員の福利・厚生について</li> <li>・知能検査の技法の実際</li> </ul>
養護教育教養講座	5 7～ 5. 8	2 日	”	120人	講演「障害児と健常児の交流教育について」 研究協議「心身障害児の適正就学について」 「特殊学級設置運営上の諸問題について」
聴覚・言語障害学習指導法講習会	7.25	1 日	県立聾学校	84人	講演「交流教育について」 研究協議「豊かな人間性の育成をめざす聾教育のあり方」 「補聴器利用と言語指導のあり方」 「言語の効果的指導のあり方」
視覚障害学習指導法講習会	1 16	1 日	県立盲学校	58人	講演「弱視児のパターン認識の問題」 研究協議「弱視児童生徒の視機能及び視覚にに応じた学習指導」
盲・聾・養護学校養育指導法講習会	7 24	1 日	”	49人	講演「子供の自主性を育てるために」 研究協議「寄宿舎において、自主的に学習をする態度を養うには、どのようにしたらよいか」
養護教育担当教員研修会	8 18～ 8 20	3 日	県教育センター	120人	講演「ちえ遅れの子どもの授業のこつ」 研究協議「特殊学級の学級経営と学習指導のあり方」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊学級における教育課程の編成</li> </ul> 講演「特殊学級における指導をめぐって」
養護学校（精神薄弱）学習指導法講習会	1.20	1 日	県立西郷養護学校	54人	講演「精神薄弱児の指導における情緒の問題をめぐって」 研究協議「児童生徒の実態に即した指導のあり方」 授業参観